



ひとくらしみらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://www.miyarou.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成23年3月28日

宮城労働局

労働基準部監督課

監督課長 荒木治美

労働時間設定改善指導官 堀内克浩

電話 022(299)8838

職業安定部職業安定課 三浦克美

職業安定課長 三浦克美

課長補佐 桜井道也

電話 022(299)8061

東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談結果について

1 宮城で834件の電話相談が寄せられ、その内訳は、次のとおりでした。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 働いている方・働きたい方からの相談 | 642件 |
| (2) 事業主の方からの相談 | 180件 |
| (3) その他の方からの相談 | 12件 |

2 ハローワーク関係、労働基準監督署関係の内訳は、次のとおりでした。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 雇用保険などハローワーク関係の相談 | 530件 |
| (2) 労働条件など労働基準監督署関係の相談 | 304件 |

3 ハローワーク関係の主な相談は次のとおりでした。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 雇用保険に関するもの | 243件 |
| (2) 雇用調整助成金に関するもの | 48件 |

4 労働基準監督署関係の主な相談は次のとおりでした。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 休業手当・賃金など労働条件に関するもの | 278件 |
| (2) 労災保険に関するもの | 24件 |

1 電話相談の目的

宮城労働局（局長 小山浩一）では、労働行政のセーフティネットとして、平成23年3月26日（土）及び同月27日（日）（両日とも午前9時～午後4時）に電話相談を実施しました。

2 電話相談の対応

この電話相談では、相談された方に対し、主に次の説明をしました。

事業主の方を中心とした「事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用」

働いている方を中心とした「雇用保険失業給付に係る特例措置」や労働基準関係法令などの規定及び解釈 など

また、相談された方の意向を踏まえ、最寄りのハローワーク、管轄の労働基準監督署を教示するなどの対応をしました。

主な相談事例

【雇用調整助成金に関するもの】

事例：事業主からの相談

今回の地震により、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能である。

ついては、一時的に休業することを考えているが、従業員の雇用を維持するための会社の助成制度はあるか。

【休業手当に関するもの】

事例：働いている方からの相談

今回の地震により、会社の施設・設備が直接的な被害を受けて休業させられている。

ついては、「使用者の責に帰すべき事由による休業」として、会社から休業手当をもらえるか、また、もらえない場合、どこに相談したらよいか。

【労災保険に関するもの】

事例：働いている方（労災で休業中）からの相談

現在、労災保険給付を受けているが、今回の地震により、会社が津波にのまれ、存続していない。

ついては、労災保険給付の請求書に事業主証明が得られない状況であるが、どう対処すべきか。

3 今後の対応

宮城労働局では、今後とも労働行政のセーフティネットとして、働いている方・働きたい方、事業主の方からの相談に迅速に対応するなど、被災された方々の一日も早い復興を図る取組を推進してまいります。

(参考1)

表1:東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(総数)

相談日	3月26日				3月27日				両日計			
相談者数	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
		375	93	8	476	217	81	2	300	592	174	10
相談項目数	415	97	10	522	227	83	2	312	642	180	12	834

表2:東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(ハローワーク関係)

相談日		3月26日				3月27日				両日計			
相談者別		労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
相談項目	雇用調整助成金関係		24		24	2	22		24	2	46		48
	雇用保険関係	138	28		166	56	21		77	194	49		243
	うち特例措置関係	82	18		100	30	21		51	112	39		151
	採用内定取消関係	3	1		4	2			2	5	1		6
	上記以外	112	21		133	78	22		100	190	43		233
相談項目計		253	74		327	138	65		203	391	139		530

表3:東北地方太平洋沖地震に伴う電話相談の状況(労働基準関係)

相談日		3月26日				3月27日				両日計			
相談者別		労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計	労働者	使用者	その他	計
相談項目	休業手当・賃金など労働条件関係	146	23	8	177	84	16	1	101	230	39	9	278
	安全衛生関係	1			1	1			1	2			2
	労災保険関係	15		2	17	4	2	1	7	19	2	3	24
相談項目計		162	23	10	195	89	18	2	109	251	41	12	304

1 複数の項目についての電話相談がなされた場合、それぞれの相談項目を計上したものであること。

2 「働いている方・働きたい方」を「労働者」として計上したものであること。



東北地方太平洋沖地震に伴う措置等のポイントについて

1 事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用について

「雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。今回の地震に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用できます。

【主な支給要件】

最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

2 労働基準法第26条（休業手当）の適用について

今回の地震で、事業所の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。したがって、使用者に休業手当の支払義務はないと考えられます。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015klk-img/2r98520000015kn8.pdf>

3 雇用保険失業給付の特例措置について

- (1) 雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。
- (2) 交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。
- (3) 今回の地震で、事業所が休止・廃止したために、
休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます（離職）。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

4 労災保険給付の請求手続きについて

被災された方が所属していた事業所や療養給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由で、事業主や診療担当者の証明を受けることが困難な場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等各労働基準監督署で弾力的な運用を行っています。

【厚生労働省ホームページリンク先】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf>

支給要件等の概要・詳細については、各項目の厚生労働省ホームページを参照、又は次の各機関にお問い合わせください。

- ・1及び3については、宮城労働局職業安定課又は各ハローワークに
- ・2及び4については、宮城労働局監督課（4については労災補償課）又は各労働基準監督署に

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

東北地方太平洋沖地震に伴う対応について

まずご覧ください

雇用保険失業給付の特例措置が設けられています

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

今回の地震で、事業所が休止・廃止したために、

- ・ 休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくとも失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できます(休業)。
- ・ 一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます(離職)。

災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

労災保険給付は弾力的に対応しています

今回の地震により、被災された方が所属していた事業所や療養給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由で、事業主や診療担当者の証明を受けることができないなど困難を来す場合が予想されることから、これらの証明がなくとも労働基準監督署で労災保険給付に係る請求書を受理する等弾力的に対応しています。

詳しくは、特別相談窓口までお願いします。

働きたい・働いている皆さまへ

特別相談窓口について

震災に関連した労働・雇用面についての各種相談に対応するため、宮城労働局、労働基準監督署、ハローワークに特別相談窓口()を設置しています。

たとえば、次のような相談に対応させていただきます。

- ・ 賃金・解雇・休業手当等労働条件、労働安全衛生や労災保険給付に関すること など(労働基準関係)
- ・ 雇用保険給付、離職した方の職業紹介、新規学校卒業予定者などの採用内定取消しに関すること など(職業安定関係)

上記の相談について、労働基準監督署では労働基準関係、ハローワークでは職業安定関係に対応しております。

特別相談窓口につきましては、裏面を参照願います。

震災に伴う関連情報

健康相談、休業手当のQ & A、採用内定取消しへの対応など、震災に伴う関係情報の周知・広報のため、厚生労働省のホームページが随時更新されています。

【厚生労働省ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/>

主な関係情報とその概要については裏面を参照願います。



宮城労働局・労働基準監督署・ハローワーク

<http://www.miyarou.go.jp/>

特別相談窓口一覧（ 1 ）

宮城労働局総務部企画室	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎7階 企画室	022-299-8834
-------------	--	--------------

○ 労働基準監督署

仙台	〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階	022-299-9071
石巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18石巻合同庁舎	0225-22-3365
古川	〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
大河原	〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
瀬峰	〒989-4521 栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

ハローワーク

仙 台	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3～5F	022-299-8811
大 和（出張所）	〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350
石 巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18石巻合同庁舎	0225-95-0158
塩釜	〒985-0001 塩釜市新浜町3-18-1	022-362-3361
古川	〒989-6143 大崎市古川中里6-7-10古川合同庁舎	0229-22-2305
大河原	〒989-1202 柴田郡大河原町字高砂町2-23	0224-53-1042
白石（出張所）	〒989-0229 白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107
築館	〒987-2252 栗原市築館薬師2-2-1築館合同庁舎	0228-22-2531
迫	〒987-0511 登米市迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609
気仙沼（ 2 ）	気仙沼市役所本庁舎 〒 988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-6600

- 1 状況は刻々と変わりますので、念の為、お越しになる前に電話等で開庁しているかどうかをお問い合わせください。
- 2 ハローワーク気仙沼が開庁につき、午前9時～午後3時の間、臨時相談窓口の対応となります。

震災に伴う主な関連情報

- ・ **産業保険推進センター等における健康相談について**
事業者、労働者及びその家族等被災された皆さまが、メンタルヘルスを含む健康問題について電話等で相談を受けられるようにするための体制を宮城産業保健推進センターで整備しています。
- ・ **労働基準法のQ & A（第1版）**
地震に伴う休業に関する取扱いについて、「労働基準法等に関するQ & A（第1版）」を作成しています。
- ・ **採用内定取消しなどへの対応について**
新規学校卒業予定者などの採用内定取消しなどへの対応として、採用内定を得ている被災地の新卒者等が可能な限り入社できるようにすることなどを経済団体に要請しています。
- ・ **災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について**
災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について建設業団体に要請しています。
- ・ **未払賃金の立替払事業の運営について**
地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うこととしています。